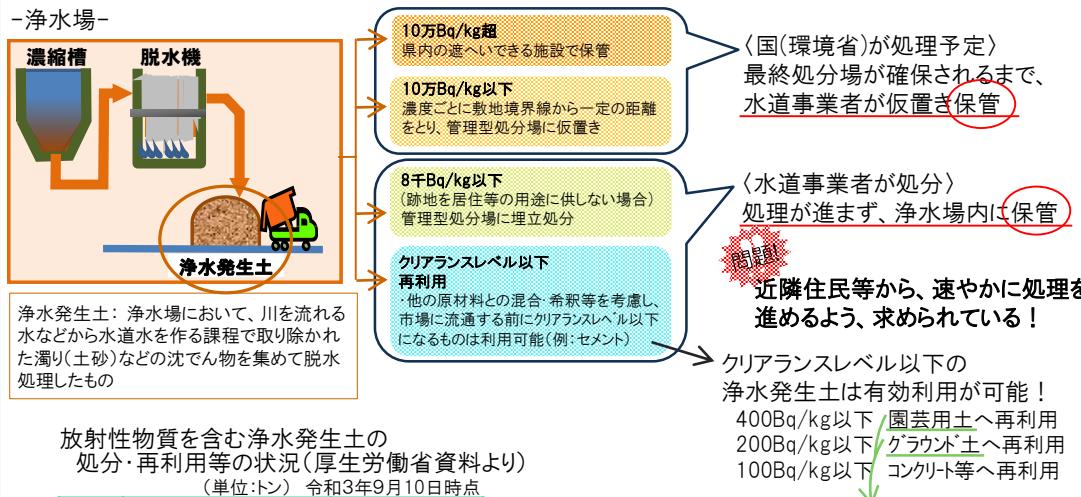


放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について



- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について、水道事業者が苦慮している
- 当該事故を原因とする損害賠償について、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていない

① 放射性物質を含む浄水発生土への対応



国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、放射能濃度が
**8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、
処分地の確保**など速やかに処理を進めること

【要望事項(1)】

② 損害賠償



問題! 放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていないため、水道事業者は経済的負担を負いながら対応している



各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については
全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた
個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、
東京電力ホールディングス(株)に強く働きかけること

【要望事項(2)】